

# 団 長 会 記 録

1 開催日時 平成29年11月22日(水) 11:17~11:39

2 開催場所 新庁舎8階 議会中会議室

## 3 出席者

### (1) 出席議員

議長 佐藤光、副議長 小野寺慎一郎、自民団長 嶋村ただし、民進団長 たきた孝徳、  
公明団長 渡辺ひとし、県政団長 相原高広、共産団長 井坂新哉

### (2) 議会局出席者

局長 松森繁、副局長兼総務課長 花上光郎、経理課長 小泉純一、議事課長 田中隆、  
政策調査課長 多田彰吾

## 4 議 題

### (1) 平成30年度 議会費当初予算要求の概要について

議会局から、平成30年度 議会費当初予算要求の概要について、資料1に基づき説明があり、併せて、予算調整の進捗に伴い予算額が変更される場合があるので、ご承知おきいただきたいとの説明があった。

また、「議会手話通訳推進事業」の予算については、手話通訳者の現状などを踏まえ、今年度予算とは、異なる計上を行っていることについて、次のとおり説明があった。

平成29年度予算は、すべての本会議開催日、年間36日間分の予算計上をしていたが、手話通訳者が不足している状況から、代表質問日のみの年間12日間に変更し、事業を実施した。手話通訳者派遣団体との調整の結果、手話通訳者が不足している状況に変化がないことから、平成30年度についても手話通訳を代表質問日のみ行うこととし、予算については、代表質問日12日間分で予算要求をしているため、平成29年度予算と比べ、七百十余万円の減額となった。

### (2) 平成30年 年始行事予定について

議会局から、平成30年1月10日(水)開催の年始行事について、資料3及び4のとおり説明があり、各議員への周知について依頼があった。

### (3) 平成29年 人事委員会勧告について

議会局から、資料4に基づき、平成29年10月17日付け人事委員会勧告の概要について説明があった。

ア 本年度の給与改定として、公民給与の較差(+0.13% +505円)を解消するため、給料表を引上げ改定するとともに、勤勉手当(+0.10月)を引き上げる。

イ 給与制度の総合的見直しの一環として、平成30年4月から、地域手当の支給割合(+0.1%)を引き上げ、平成31年4月までに、完成時の支給割合として、12%に引き上げる。

### (4) 新庁舎地下駐車場について

議会局から、新庁舎地下駐車場について、資料5に基づき説明があった。

ア 議会開催中は、議員専用となることから、駐車場入口にいる警備員に、車の届出をしている議員の方にお配りしている、**議**の駐車証を提示して、入る必要がある。

- イ 自家用車利用の届出をしている議員 69 名には、本日「議員用パスカード」と「新庁舎地下駐車場利用方法」を配布する。
- ウ 新庁舎の地下駐車場は、議会開催日以外は、一般の来庁者用 駐車場となるため、議員の方も駐車できるが、地下駐車場の表示が「満車」となっている場合は、駐車できないので、そのときは、第二分庁舎機械式駐車場か、日本大通り地下駐車場に駐車をお願いしたい。
- エ 本日、本会議終了後、地下駐車場の出入口の機械の操作方法など、駐車場の利用方法の説明を行うので、予め確認したい議員の方は、新庁舎 1 階にお集まり願いたい。
- オ 11 月 27 日から駐車場の利用が開始されるため、事前に地下駐車場の 48 台分、本庁舎 駐車場 21 台分として、実際にどの方が駐車するのか決めていただく必要がある。そこで、車で登庁する旨、旅費の算定のため届出をされている議員の方々の名簿を、団長会終了後に会派ごとに配るので、できれば、本日中に割振りのうえ、届出を願いたい。

出席者から次のとおり発言があった。

佐藤議長：休会中に車で登庁した場合は、届け出を行ってなくても駐車できるのか。

花上副局長：議会休会中、県庁を利用する方は駐車できます。

佐藤議長：エレベーターについて説明を。

花上副局長：エレベーターについては、免震構造としたことで地下に柱が増えて構造上隙間が減った関係で、地下まで行くエレベーターは、ロビーにある一番小さいエレベーターと、その奥にある荷物を運搬するエレベーターの二基のみとなっている。

嶋村団長：外からは駐車場に入れないのか。

花上副局長：車の導入路と出る道がありますが、狭いですので安全上そこは使用しないでください。

嶋村団長：土日は原則として使用できないと書いてあるが、たとえば、申請すれば使えるのか、また、本庁舎の駐車場は休日、閉庁日は使えるのか。

さらに、本庁舎側がイベントで使えないときは、新庁舎地下駐車場を使えるのか。その場合の出入りのルートは、新庁舎からでなければ、出られないとなるのか。

花上副局長：土日の新庁舎地下駐車場の扱いは、至急確認する。

議長から、改めて議員に報告する旨の発言があった。

#### (5) 「ともに生きる社会かながわ憲章」チラシ配布について

「ともに生きる社会かながわ憲章」の周知を図るために継続的で粘り強い取り組みが必要と考え、障害者週間(12/3～12/9)にあわせ、三回目のチラシ配布を行いたい旨、議長から提案があり、その実施について、議会局より次のとおり説明があった。

日時：12 月 5 日(火) (代表質問 3 日目) 午前 8 時～9 時

場所：JR 桜木町駅前広場

参加者：議長・副議長、各会派代表者、厚生常任正副委員長、ともに生きる社会かながわ憲章推進特別委員会正副委員長、ともに生きるワーキングメンバー

※なお各会派の誰が代表として参加するか、及び、上記メンバー以外に参加を希望する方については、控室職員に予め申出願いたいこと。

#### (6) 政務活動費等の情報公開について

議長から、政務活動費等の情報公開請求についての報告があった。

以上